

十九八七	六五四	三二一	○人基年財
の第適初発発利二用期行行子期利利価日の以率子格適後の	振額最低發行額面金	用振の法發号名稱及法項及の根適そ拠記	平成国債、平成三十一年発行、平成二年十月九月十件等を次の大付回券へ変動。
子年計當算た期り間開始利日払前期に行われた、利	年額平成〇面成るの記載法・金二十額五十百九倍は規定記録に金額はよによると低替も額と金簿	一百額の定以万七面振の下円万金替適「平成十額機関では受け千日銀行億と二千四。そ規	社債第一法會社株式等の振替法」（第十三年法律第七十一条）（第十七条）（第十四条）（第十五条）（第十六条）（第十七条）（第十八条）（第十九条）（第二十条）（第二十一条）（第二十二条）（第二十三条）（第二十四条）（第二十五条）（第二十六条）（第二十七条）（第二十八条）（第二十九条）（第三十条）（第三十一条）（第三十二条）（第三十三条）（第三十四条）（第三十五条）（第三十六条）（第三十七条）（第三十八条）（第三十九条）（第四十条）（第四十一条）（第四十二条）（第四十三条）（第四十四条）（第四十五条）（第四十六条）（第四十七条）（第四十八条）（第四十九条）（第五十条）（第五十一条）（第五十二条）（第五十三条）（第五十四条）（第五十五条）（第五十六条）（第五十七条）（第五十八条）（第五十九条）（第六十条）（第六十一条）（第六十二条）（第六十三条）（第六十四条）（第六十五条）（第六十六条）（第六十七条）（第六十八条）（第六十九条）（第七十条）（第七十一条）（第七十二条）（第七十三条）（第七十四条）（第七十五条）（第七十六条）（第七十七条）（第七十八条）（第七十九条）（第八十条）（第八十一条）（第八十二条）（第八十三条）（第八十四条）（第八十五条）（第八十六条）（第八十七条）（第八十八条）（第八十九条）（第九十条）（第九十一条）（第九十二条）（第九十三条）（第九十四条）（第九十五条）（第九十六条）（第九十七条）（第九十八条）（第九十九条）（第一百条）（第一百零一条）（第一百零二条）（第一百零三条）（第一百零四条）（第一百零五条）（第一百零六条）（第一百零七条）（第一百零八条）（第一百零九条）（第一百一十条）（第一百一十一条）（第一百一十二条）（第一百一十三条）（第一百一十四条）（第一百一十五条）（第一百一十六条）（第一百一十七条）（第一百一十八条）（第一百一十九条）（第一百二十条）（第一百二十一条）（第一百二十十二条）（第一百二十十三条）（第一百二十十四条）（第一百二十十五条）（第一百二十十六条）（第一百二十十七条）（第一百二十十八条）（第一百二十十九条）（第一百二十十条）（第一百二十十一条）（第一百二十十二条）（第一百二十十三条）（第一百二十十四条）（第一百二十十五条）（第一百二十十六条）（第一百二十七

用  
利  
率

十一  
初期利子

十二  
後第二期利子以

十六  
十五  
十四  
十三  
所  
日  
額  
限

日平額平成  
本成面金額  
銀行額三十  
行の九百円年  
の本店十九年  
十又二月十五  
は支店十五年  
支店十五年十  
月十五日

算るい日毎年  
出利てを支払  
し子とその金額  
したとして、以  
て、次前各支  
額を支払う。  
第十号に規定す  
る利子の適用利  
率

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

×  
1  
—  
2

する次号の銀行  
期及び第十三号  
に付いて同様に  
計算するときは、  
それが金額を支  
払う。式に当た  
るときには、支払  
したと同じく、算  
出しが行われる  
。式に十五日を支  
払うときには、支  
払期と規定され  
る。このように規  
定期間に属するお  
より十五日を支  
払う。式に二十日  
に支払うときには  
、支払期と規定さ  
れることとなる。

## 中途換金の取扱い

年十二月十五日以後において、平成三十一年十二月十五日から平成三十一年六月十五日前までの間に経過利子に相当する金額とし、その買取金額の算式により算出した金額とする。

(一) 平成三十一年六月十五日前までの間の場合  
額面金額 + (初期利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + 第二期利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ )

(二) 平成三十一年六月十五日以後の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ )

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一条）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律规定の一部を改定する特別障害者扶養法第三条の規定による改定による第二十一条の四扶助金の取扱い）

## 中途換金の特例

(二) (一) 金そ買る人月をつ災十救すは指第昭（人が養  
 場合額面の金額 - 経過利子に相当する金額）  
 平成三十一年六月十五日前の  
 額で平成三十一年六月十五日から  
 額れ取こ向十有た害八助る當定二和特が、信  
 金額とぞ金とけ五すとが号法。該都百二區又は死託  
 それ額が國債前者に生じよ和區域若つ條律、居住する地  
 平成三十一年六月十五日まで債前者がはしよ二年法  
 はるのはで債前者に生じよ和區域若つ條律、居住する地  
 。算、きのうがはしよ二年法  
 式次る中あ、當該當救十にしては十九六自  
 にのも途つ平成個該助二おくは、當該市と  
 よ区のも換て成個該災の年いは、當該市と  
 り分と金も三人災の年いは、當該市と  
 算にしを、十向害行法て總當該區町村  
 出応、請當該十國かれ第災害百害  
 じそ求該個二債かる百害  
 た、のす個二債かる百害

十九

払元  
場利  
所金  
支

日本  
銀行